

情報 最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らせ



国民健康保険証の更新  
新しい保険証を郵送します

現在使用されている国民健康保険証（一般：黄色、退職：クリーム色）の有効期限は、7月31日（日）です。

8月からは、新しい保険証（一般：モエギ色、退職：ウグイス色）に変わります。

7月末までに、国民健康保険に加入している世帯へ新しい保険証を郵送します。8月になりましたら、古い保険証は、はさみで細かく切るなどして破棄してください。

社会保険への加入、転出などで、国民健康保険の資格を喪失した場合は必ず保険証を

担当課へ返却してください。

■問合せ

- 市庁舎本館市民課 市民係（内線2421）
- 東予総合支所市民生活課 市民係（内線151）
- 丹原総合支所市民生活課 市民係（内線207）
- 小松総合支所市民生活課 市民係（内線134）

入院時の食事代を減額する  
減額認定証を交付します

国民健康保険加入者および老人保健適用者で、住民税非課税世帯の方は、一定の条件に該当（下表参照）すると、申請をすることで、医療機関に入院した際の食事代を減額する減額認定証を交付します。

減額認定証は、申請した月の初日から有効となります。申請月以前の食事代は対象と

なりませんので、減額認定証が必要な方は、早めに申請をしてください。

すでに減額認定証の交付を受けた方も、平成17年7月31日が有効期限となりますので7月25日（月）以降に更新の申請をしてください。

■申請に必要なもの

- 印鑑
- 減額認定証（すでに交付を受けている方）
- 国民健康保険加入者は、国民健康保険証
- 老人保健適用者は、老人医療受給者証と、加入している保険証

▼入院時食事代の自己負担額（1日当たり）▼

■国民健康保険加入者（老人保健適用者を除く）

区分	負担額	
A 住民税課税世帯の人	780円	
B 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯の人	90日までの入院	650円
	90日を超える入院	500円
C 70歳以上であり、世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の人	300円	

■老人保健適用者

区分	負担額	
D 住民税課税世帯の人	780円	
E 世帯の全員が住民税非課税である人	90日までの入院	650円
	90日を超える入院	500円
F 世帯の全員が住民税非課税であり、各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の人	300円	

※B・C・E・Fに該当する方は、減額認定証を入院の際に医療機関の窓口にて提示することで、表の金額になります。

市長の資産等を公開します

「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、資産等補充報告書などの閲覧を、6月30日（日）から行っています。

■場所 市庁舎本館3階

総務課内

■問合せ 市庁舎本館総務課 文書法制係（内線2123）

男女共同参画に関する研修  
参加費の一部を補助します

男女共同参画に関する研修などに参加される方に、経費の一部を補助します。

研修で男女共同参画に対する意識を向上していただき、より一層の男女共同参画社会の推進を図ります。

■補助の対象となる研修

市外で開催される、男女共同参画フォーラム、講座等

■補助の対象者

市内在住者で、ほかの公的機関から補助を受けない方

■補助の対象経費

研修参加に要する旅費のうち、2分の1を補助します。

■問合せ

市庁舎本館企画課 男女共同参画係

（内線2526）